

胎内市農業委員会障がい者活躍推進計画

令和7年3月策定

- 1 機 関 名 胎内市農業委員会事務局
- 2 任命権者 胎内市農業委員会
- 3 計画期間 令和7年度～令和11年度（5年間）

4 農業委員会事務局における障がい者雇用に関する課題

農業委員会事務局においては、職員総数が5人程度の小規模な機関であり、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない。

また、職員の構成は、胎内市職員として採用した常勤職員の異動者のみで構成されており、これまで障がいのある職員が在籍したことがなく、障がい者雇用における課題は生じていないため、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。

5 目標

①採用に関する目標

今後、障がい者に限定した募集・採用を独自に行う見込みはないことから、当委員会に在籍している職員に対して、障がい者雇用に関する知識（障がい特性を含む）を付与する機会を設け、障がい者雇用に関する職員の理解の促進を図る。

（評価方法）

障害者雇用推進者である事務局長が、年1回実施状況を点検し、任命権者である農業委員会に報告する。

②定着に関する

不本意な離職者を極力生じさせない。

6 取組内容

1. 障がい者の活躍を推進する体制整備

障害者雇用推進者として、事務局長を選任する。

2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

障がい者である職員が配置された場合は、本人に職場での配慮事項等を確認

し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

現に障がい者である職員が在籍しておらず、今後相当期間、職員を採用しないことが見込まれるため、当該項目に記載すべき事項は特段ないが、当委員会に在籍している職員に対しては、障がい者雇用に関する知識（障がい者特性を含む）を付与する機会を設け、障がい者雇用に関する職員の理解の促進を図る。

4. その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。